

## 1 団体登録について

<p>Q1-1 団体登録にあたっての基準は。</p>	<p>障害児(者)のニーズに柔軟に対応でき、適正な事業運営が見込まれる非営利団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、市が適当と認める法人格を持たない非営利団体等)を対象としています。</p> <p>具体的には、以下のような審査項目を設け、一定の基準を定めています。</p> <p>(1)サービスの提供に当たる者の資格、実務経験等 サービスの提供に当たる職員は、訪問介護員(ホームヘルパー)、介護福祉士、保育士等の資格を有していることが条件となります。ただし、障害児(者)の介護経験があり、介護の知識を有していると認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>(2)団体のそれまでのサービス提供実績 団体のそれまでの活動実績や会則、定款等を参考にします。</p> <p>(3)サービスを提供する場所 一軒家やマンションの一室でも可能ですが、十分な広さを確保し、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。</p> <p>(4)サービスを提供する地域 熊谷市では、既存の団体数や利用登録者数等を考慮しながら登録の可否を判断しているため、申請いただいても登録できない場合があります。</p> <p>(5)その他留意点 常時、利用者と連絡が取れる体制が必要です。</p> <p>※なお、民間事業者の新規参入を促進するという本事業の目的から、社会福祉協議会や社会福祉事業団は、この事業の対象団体から除外します。</p>
<p>Q1-2 利用者の家族、親族等が団体として申請することは可能か。</p>	<p>本事業の団体は、利用料を適正に徴収し、広く利用者の受け入れを行っていることが必要です。</p> <p>したがって、サービス利用対象者が近親者や特定の人に限られる場合は、団体として認められません。</p>
<p>Q1-3 指定障害福祉サービス事業所等、他の事業指定を受けている事業所が、同じ建物で生活サポート事業を実施することは可能か。</p>	<p>指定障害福祉サービス事業所や社会福祉施設等が、同一の建物内で生活サポート事業を実施することは、それぞれの事業の透明性を確保する等の観点から好ましくないため、原則としては認められません。</p> <p>しかし、諸般の事情で他のサービスと同一の建物内で生活サポート事業を実施する場合は、最低限、次の事項を遵守してください。</p> <p>①それぞれの事業ごとの人員配置基準等の指定要件を満たすこと(専従義務のある職員の兼務は認められません)。</p> <p>②職員の勤務状況(法定労働時間を遵守すること)、会計等、それぞれの事業の管理を適切に行うこと。</p> <p>③それぞれの事業ごとに、サービスを提供する部屋を分けること。</p> <p>【運用上認められない事例】 ＜同一事業所で居宅介護事業と生活サポート事業を実施している場合＞</p> <p>①サポートに対応するため、居宅介護サービスに必要な人員配置を満たせず、居宅介護サービスの利用申込みを断る。</p> <p>②生活サポートの職員がサービス提供した時間を、居宅介護サービスとして請求する。あるいは、居宅介護の職員がサービス提供した時間を、生活サポート事業サービスとして請求する。</p> <p>③一人の利用者の同一時間帯において、居宅介護と生活サポートの請求を行う。</p> <p>④居宅介護のサービス提供責任者が生活サポートのサービス提供を行う。</p> <p>⑤居宅介護の事務室や相談室で、サポート事業の一時預かりを実施する。また、一時預かりの最中に事務仕事を実施する。</p> <p>※場合によっては、介護給付費の返還や指定取消等の処分を受けることがあります。</p>

<p>Q1-4 車を利用した送迎サービスを提供する場合、どのような許可が必要か。</p>	<p>車を利用した送迎サービスを提供する場合は、サービスを提供しようとしている地域で実施される福祉有償運送運営協議会で協議を行い、合意後、運輸支局に登録をする手続きが必要となります。 上記の手続きを行わず車を利用した送迎サービス等を行った場合は、補助金交付対象とはなりません。</p> <p>※福祉有償運送の登録申請に関する詳細は、熊谷市障害福祉課までお問い合わせください。</p>
<p>Q1-5 生活サポート事業に使用される自動車の税の減免措置はあるか。</p>	<p>事業で使用している自動車については、自動車税等の減免の対象となる場合があります。 軽自動車税の減免については、熊谷市市民税課までお問い合わせください。 また、普通自動車税の減免については、埼玉県自動車税事務所へ直接お問い合わせいただくか埼玉県ホームページをご覧ください。 自動車税減免に関する埼玉県ホームページ<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jz-genmen/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jz-genmen/</a></p>
<p>Q1-6 登録の有効期間はどのくらいか。</p>	<p>団体登録に有効期間は特に設けられておらず、定期的な更新手続きもありませんが、申請時の登録内容(団体名称(法人名等)、施設・事務所名、代表者、団体所在地、電話番号、職員、サービス内容、利用料等)に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>※届出なく所在地や電話番号が変更され、長期間連絡を取ることができない場合は、市の団体一覧から団体名を削除させていただくことがあります。 加えて、長期間サービス提供の実績がない等、障害児(者)生活サポート団体として不適切と判断された場合は、団体登録を取り消すことがあります。</p>